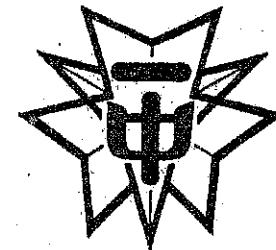


生徒手帳

令和6年度



江戸川区立清新第一中学校

—この手帳の取扱いについて—

- (1) この手帳は生徒の健全な学校生活を指導し、学校と家庭との連絡を図るためのものであるため、大切に取扱うこと。
- (2) この手帳による通信事項は次の通りである。
学校より…校則、学校生活について、生徒会会則、その他。
家庭より…欠席・遅刻・早退・見学・忌引の届出、その他。

注 意

- (1) この生徒手帳は、他人に貸与し、譲渡することはできない。
- (2) この生徒手帳を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (3) この生徒手帳は、新たな生徒手帳の交付を受けたとき、または卒業等によって学籍を失ったときは、その効力を失う。

年 組 番		
本 人	氏名	
	住 所	
保 護 者	氏名	本人との関係
	住 所	TEL()
学 校 名	江戸川区立清新第一中学校	
学 級 担 任		
学 校 電 話	(03) 3878-1281	

発行者 東京都江戸川区立清新第一中学校
 東京都江戸川区清新町1-5-14

製造元 株式会社 栗田出版社
 東京都台東区柳橋1-7-4

CALENDAR 2024.4(令和6年度)～2025.3											
月	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	曜	月
M	T	W	T	F	S	S			M	T	W
4 月 APR.		1 8 15 22 29 30	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	10 月 OCT.	1 7 14 21 28 2 9 16 23 30 31	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30
5 月 MAY		1 6 13 20 27	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	11 月 NOV.	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30
6 月 JUN.		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	12 月 DEC.	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30
7 月 JUL.		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	1 月 JAN.	① 6 13 20 27 1 2 9 16 23 30 31	① 6 13 20 27 1 2 9 16 23 30 31
8 月 AUG.		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	2 月 FEB.	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30
9 月 SEP.		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 1 11 18 25 2 12 19 26	4 11 18 25 5 12 19 26	5 12 19 26 6 13 20 27	6 13 20 27 7 14 21 28	7 14 21 28 8 15 22 29	3 月 MAR.	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30	1 8 15 22 29 4 11 18 25 32 1 2 9 16 23 30

目 次

1. 教育目標・校章.....1
2. 校 歌.....2~3
3. 学校の沿革.....4~5
4. 校則・学校生活について.....6~12
5. 定期考查について.....13~14
6. 図書室の利用について.....15
7. 生徒会会則.....16~22
8. 生徒会組織表.....23
9. 通学区域図.....24
10. 生活記録
11. メモ欄
12. 欠席・遅刻・早退・見学・忌引等の届け
13. 住 所 錄

- 時間割表 -

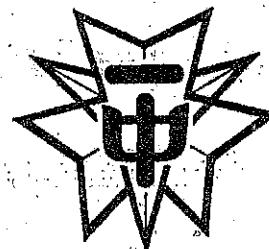
曜時	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

一、時間割表

曜時	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

教育目標

- 自ら学び進んで働く生徒
- 心身ともに健康な生徒
- 自他を尊重して
協調性を發揮する生徒
- 社会に対する責任を自覚して
実践する生徒



校章の由来

昭和58年4月の開校の際に作られた。

「知・徳・体」を育てる意味で、三つの楔（くさび）を組み合わせたデザインである。これが大地にしっかりと根をおろしている様子は、開校当時の教職員・地域・保護者の子どもたちへの熱い想いが込められている。

江戸川区立 清新第一中学校 校歌

$\text{♩} = 112 \sim 120$ *rif.* *legato* 作曲 川崎祥秋

二章

學家 校庭 連 絡 欄

月/日 (曜)	事	項	担任印
			保護者印
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			

学 校 家 庭 連 絡 欄		
月/日 (曜)	事 項	担 任 印 保 護 者 印
/		
()		
/		
()		
/		
()		
/		
()		
/		
()		

江戸川区立清新第一中学校
校 歌

作詞 宮沢 章二
作曲 川崎 祥悦

葛西の沖よ なぎさの鳥よ
いのち高鳴る 海のうた
朝風若く 夢若く
江戸川 清新 わが一中に
学ぶ日の 励む日の 声は澄む

緑はもえて くすのき薰り
自主の誓いに 立つ 大地
鍛えて 強く 力満ち
たくまし 美し わが青春の
足音よ 韶きゆけ 未来まで

豊かなこころ 花咲く町に
愛はかがやく 窓は照る
出会いの泉 清らかに
江戸川 清新 わが一中よ
荒川も 中川も 出会う水

学校の沿革

昭和58年2月1日 江戸川区立清新第一中学校創立
 昭和58年4月1日 江戸川区立清新第一中学校開校
 昭和58年11月1日 開校式典、開校記念日
 昭和59年3月19日 第一回卒業式 卒業生35名
 昭和60年3月20日 第二回卒業式 卒業生88名
 昭和60年4月1日 心身障害学級開設
 昭和61年3月20日 第三回卒業式 卒業生111名
 昭和62年3月20日 第四回卒業式 卒業生207名
 昭和62年3月31日 江戸川区立清新第二中学校開校
 学区域変更に伴い、1年生80名
 転校
 昭和63年3月20日 第五回卒業式 卒業生265名
 平成元年3月20日 第六回卒業式 卒業生202名
 平成2年3月20日 第七回卒業式 卒業生215名
 平成3年3月20日 第八回卒業式 卒業生169名
 平成4年3月19日 第九回卒業式 卒業生195名
 平成5年3月19日 第十回卒業式 卒業生205名
 平成6年3月19日 第十一回卒業式 卒業生191名
 平成7年3月19日 第十二回卒業式 卒業生185名
 平成8年3月19日 第十三回卒業式 卒業生195名
 平成9年3月19日 第十四回卒業式 卒業生195名
 平成10年3月20日 第十五回卒業式 卒業生219名
 平成11年3月19日 第十六回卒業式 卒業生185名
 平成12年3月17日 第十七回卒業式 卒業生222名
 平成13年3月19日 第十八回卒業式 卒業生180名

欠席・遅刻・早退・見学・忌引等の届け

× △ ◆ ▲ ○ ●

月/日 (曜)	記号	理由	担任印
			保護者印
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			
/			
()			

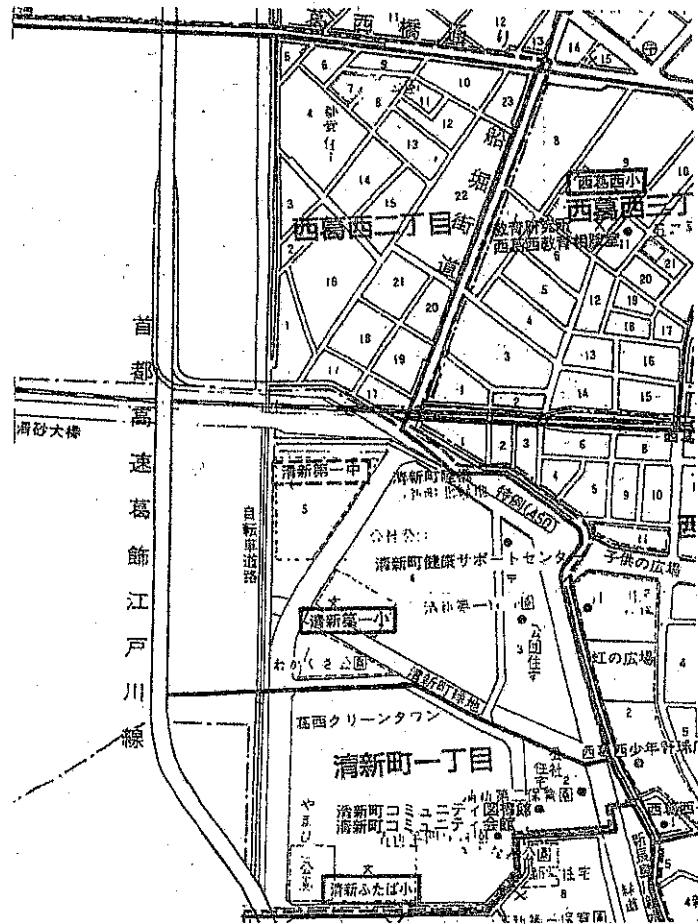
江戸川区立清新第一中学校 通学区域図

所在地 〒134-0087 江戸川区清新町1-5-14

TEL 03-3878-1281

交通 東西線 西葛西駅下車 南口 徒歩15分

通学区域図 清新町1丁目全域 西葛西2丁目全域



平成14年 3月20日	第十九回卒業式	卒業生182名
平成15年 3月20日	第二十回卒業式	卒業生125名
平成16年 3月20日	第二十一回卒業式	卒業生180名
平成17年 3月18日	第二十二回卒業式	卒業生117名
平成18年 3月17日	第二十三回卒業式	卒業生170名
平成19年 3月20日	第二十四回卒業式	卒業生209名
平成20年 3月19日	第二十五回卒業式	卒業生156名
平成21年 3月19日	第二十六回卒業式	卒業生155名
平成22年 3月19日	第二十七回卒業式	卒業生168名
平成23年 3月15日	第二十八回卒業式	卒業生161名
平成24年 3月15日	第二十九回卒業式	卒業生160名
平成25年 3月20日	第三十回卒業式	卒業生146名
平成26年 3月20日	第三十一回卒業式	卒業生157名
平成27年 3月20日	第三十二回卒業式	卒業生157名
平成28年 3月18日	第三十三回卒業式	卒業生146名
平成29年 3月17日	第三十四回卒業式	卒業生144名
平成30年 3月16日	第三十五回卒業式	卒業生150名
平成31年 3月20日	第三十六回卒業式	卒業生192名
令和2年 3月19日	第三十七回卒業式	卒業生147名
令和3年 3月19日	第三十八回卒業式	卒業生157名
令和4年 3月18日	第三十九回卒業式	卒業生142名
令和5年 3月17日	第四十回卒業式	卒業生151名

校則・学校生活について

「令和4年度から運用する校則」

令和4年4月1日 清新第一中学校校長制定
令和5年4月1日 校長改正済を確認

(1) 校則

- 1 生徒は学校生活において以下の5項目を守ること。その他の事柄についても、教職員の指導を真摯に受け止め、礼儀正しく、落ち着いて過ごすよう努めること。

(1) 人権を尊重し、教育目標を意識した生活を送ること。

(2) 開門は8:00とし、登校から下校までは校外に出ないこと。学校での活動が終わったら速やかに下校すること。放課後の再登校を除き、忘れ物を取りに帰ることはできない。

(3) 自転車での通学は許可しない。電車・バスでの通学は事前に校長に許可を得た場合に限る。

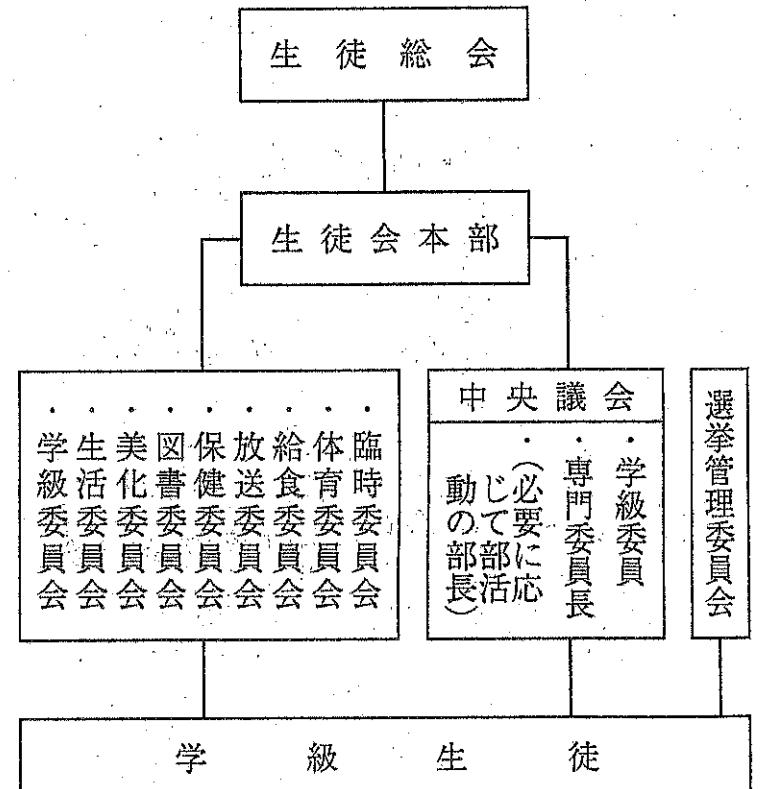
(4) 学習用タブレットは教員から指示があったことのほか、学習にのみ使用できる。肖像権や著作権を侵害するがないように使い、貸与品であることを忘れずに丁寧に取り扱うこと。

(5) 学習に不必要的な物は、学校に持ち込まない。

2 生徒の標準服は開校に合わせて公募して定めたものである。地域のシンボルでもあるから、意匠を尊重すること。

(1) A型標準服 冬服(10月～5月)

生徒会組織表



1名を委員長とする。

第33条 選挙管理委員会は次の選挙事務を公正に全てするものとする。

1. 選挙管理委員長は立候補者締め切り日を定め、同時に全校生徒に選挙管理委員長の名で投票日時を示した公示を行う。
2. 選挙投票前に選挙管理委員長の指定する日時、場所において候補者の立会演説会を開くものとする。
3. 投票後の開票、集計、結果の公表をしなければならない。

紺のジャンパースカートにグレー襟のセーラー。左胸にフェルトをつけて校章を上、学年組章を下に付ける。白のスクールソックス又は黒のタイツ。

(2) B型標準服 夏服（6月～9月）

半袖又は長袖の白のセーラーブラウス。左胸ポケットに校章をアイロンプリントする。紺のプリーツスカート。赤のリボン。白のスクールソックス。

(3) C型標準服 冬服（10月～5月）

紺の詰め襟服。白のワイシャツ。紺のズボン。黒のベルト。校章入りボタン。校章を右襟、学年・組章を左襟につける。白のスクールソックス。

(4) D型標準服 夏服（6月～9月）

半袖又は長袖の白のワイシャツ。左胸ポケットに校章をアイロンプリントする。紺のズボン。黒のベルト。白のスクールソックス。

(5) 外履きは運動靴又は革靴。

(6) 標準服とも関連のあるもの

上履き、バッグ、サブバッグ、体操服、柔道着を学校指定としている。

(7) 事情があって標準服以外での登校を希望する場合は、事前に保護者から生活指導主任に相談し、校長の了解を得ること。

『令和6年度から運用する指導指針』

令和6年4月1日 清新第一中学校校長承認

(2) 学校生活についての指導指針

1 【登校前・登下校】

- (1) 生徒の欠席・遅刻・早退は保護者の方が「保護者専用連絡フォーム (Forms)」で連絡する。
- (2) 当日連絡の場合も、保護者の方が8:10までに「保護者専用連絡フォーム (Forms)」で連絡する。
- (3) 学習用タブレットのTeamsでの連絡に目を通す。
- (4) 通学は直行直帰とする。通学途中は寄り道や飲食をしない。
- (5) 自転車による登下校はしない。

2 【登校】 8:00～8:25

- (1) 生徒は、開門する8:00から8:20までの間に正門から登校する。
- (2) 8:25の本鈴が鳴り終わった時点で自席に着いていない場合、遅刻となる。
- (3) 遅刻をした生徒は職員室に登校の報告をしてから教室に向かう。

3 【朝礼】 8:25～8:35

- (1) 朝礼時は8:20に体育館に整列完了するように心がける。
- (2) 8:25以降に来た場合は遅刻とする。静かにクラス列の後ろにつき朝礼終了後に学年の先生から指導を受ける。

第5章 事業

第24条 本会は次の事業を行うことができる。

1. 会員の文化、体育、保健に関する事業
2. 新聞、雑誌の発行
3. 事故のある時の救援事業
4. その他、本会の目的をなしとげるための事業

第25条 本会が事業を行う場合、会長は校長の承認を得る。

第6章 会議

第26条 この会の会議における定足数は全会員の3分の2以上を必要とする。

第27条 この会の会議の議決は原則として2分の1以上の多数決制とする。

第7章 補則

第28条 本会則の改廃は中央議会で3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会に提議され、過半数の賛成で決定される。

第29条 本会則を実施するための細目は中央議会で決めることができる。

第30条 本会則は昭和58年4月から実施する。

第8章 選挙管理委員会規則

第31条 生徒会本部役員の選挙にあたって、臨時に選挙管理委員会を組織する。

第32条 選挙管理委員会は各学級より1名ずつ選ばれた選挙管理委員によって構成され、うち

第19条 保健委員会

1. 保健委員会は生徒が健康な学校生活を送れるように呼びかけや環境整備に努める。
2. 保健委員会は傷病者の付き添いや連絡、健康診断の補助などを行う。

第20条 放送委員会

1. 放送委員会は校内放送を通じて本会の目的達成のため活動する。
2. 放送委員会は伝達放送や放送機器の準備、記録、番組の製作などを行う。

第21条 給食委員会

1. 給食委員会は給食に関する事項の調査と計画を推進する。

第22条 体育委員会

1. 体育委員会は体育の授業の補助をする。
2. 体育委員会は昼休みのボールの貸し出しを行う。

第23条 臨時委員会

1. 臨時委員会は必要に応じ、中央議会の指示によって構成される。
2. 臨時委員会は中央議会より提出された事項を審議する。
3. 臨時委員会は次の場合に開かれる。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 中央議会が必要と認めたとき。

4 【朝読書】 8:25 ~ 8:35 (朝礼がない時)

- (1) 読書活動を行う。

5 【朝学活】 8:35 ~

- (1) 担任からの諸連絡をしっかり聞く。

6 【授業】 8:45 ~

- (1) 「チャイム着席」を徹底する。
- (2) 学習道具の準備を怠らず、明瞭な返事や良い発言態度を心がけ、姿勢を正し授業に臨む。

7 【休み時間】

- (1) 10分休みは、トイレ休憩・教室移動・着替え・次の授業の準備の時間である。次の授業開始に遅れないように過ごす。

8 【給食】 12:35 ~ 13:05

- (1) 準備時間を含めて30分間である。手洗いを素早く済ませて自席に着く。当番は速やかに給食準備を行う。休み時間ではなく、廊下で談笑したりする時間ではないことに留意する。

9 【昼休み】 13:05 ~ 13:25

- (1) 雨で校庭がぬかるんでいなければ、校庭でスポーツ等をしててもよい。判断に迷う場合は、体育科の先生の指示に従う。

10 【帰りの学活】

- (1) 6校時(5校時)終了後、司会者が前に出て帰りの学活を始める。
- (2) 帰りの学活が始まる前に連絡帳(デイリーライフ)に翌日の授業、持ち物、提出物を記入しておく。

11【清掃】

- (1) 当番は掃除の開始、終了時に監督の先生に挨拶をする。

12【放課後（部活動含む）】

- (1) 学年・学級・委員会等の活動を部活動より優先とする。

- (2) 放課後の活動をしている生徒の校門を出る時刻（最終下校時刻）を厳守する。

夏時間（3～9月）……18：30

冬時間（10月～2月）…18：00 である。

13【服装】

- (1) 特段の事情がなければ標準服を着用する。

- (2) 標準服は変形したり、着崩したりしない。指導基準は以下の通りとする。

①白ワイシャツは、開襟シャツやボタンダウンでないものとする。

②スカート丈は、ひざがかくれる程度にする。

③白のスクールソックスは、無地とし、くるぶしが隠れる丈のものとする。

④外履きは白を基調とした紐付き運動靴又は黒の革靴とする。

⑤防寒対策としては次を許可する。

紺色無地のVネックスクールセーター、ベストをセーラー服や詰め襟服の下に着用すること。登下校時にダッフルコート、ピーコート、スクールコート、手袋・マフラーを着用すること。

認を得なければならない。ただし急を要する場合はこの限りではない。

2. 各専門委員会は次の場合に開かれる。

- (1) 委員長が必要と認めたとき

- (2) 委員の3分の1が開くことを要求したとき

- (3) 毎月1回定例会

- (4) その他、必要に応じて

第15条 学級委員会

1. 学級委員会は各学級の中心としてクラスをまとめるとともに、各学級より提出された案件の審議および処理をする。

第16条 生活委員会

1. 生活委員会は主として規律の面の活動を中心とする。

2. 生活委員会は各学級より提出された生活規律面の話し合いをし、各学級へ提出する事項の協議を行う。

第17条 美化委員会

1. 美化委員会は主として校舎内外の環境の整備、美化に努める。

第18条 図書委員会

1. 図書委員会は読書の奨励のために学校図書館の管理運営、本の貸し出しや返却、良書の紹介と宣伝をする。

2. 生徒総会は次のことを審議する。

- (1) 中央議会から提議されたこと
- (2) 会則の改正に関すること
- (3) 役員の承認に関すること
- (4) その他、重要な事項の討議
- (5) 専門委員会の活動計画の承認

第13条 中央議会

1. 中央議会は生徒総会につぐ議決機関であり、各学級から選出された学級委員、各専門委員長および本部役員によって構成され、部活動の部長は必要に応じて参加が認められる。

2. 中央議会は毎月定められた日に定例会を開き、その他、必要に応じて臨時の会を開くことができる。

3. 中央議会は次のことを審議する。

- (1) 各学級、各専門委員会、生徒会本部から提出されたことの審議
- (2) 生徒会決議事項の執行

4. 中央議会の決定は、出席者の過半数によって議決する。

5. 中央議会は教職員を顧問とし、その助言をうける。

第14条 専門委員会

1. 専門委員会は各学級から選出された委員によって構成され、その決議事項は中央議会の承

(3) 衣替えの時期には、毎年適切な期間の移行期間を設け、生徒と保護者に移行期間を周知する。

14 【持ち物】

(1) 上履きは学校指定のものとし、学年によって色を変える。タータン・中庭でも使用できる。

【令和6年度 1年 黄 2年 赤 3年 緑】

(2) バッグは原則として学校指定のものとする。飾りは一つでICカード程度の大きさとする。

(3) サブバッグは原則として学校指定のものとする。飾りは一つでICカード程度の大きさとする。

(4) 体育着は原則として学校指定のものとする。

(5) 柔道着は学校指定のものであるが、ほかの柔道着があればそれを使用してもかまわない。

(6) 水筒は通年持参しても良い。中身は水、またはお茶とする。

(7) 持ち物には必ず記名する。

(8) 友達と持ち物の貸し借りはしない。

(9) 持ち込みを禁止している学習に関係ないものの例として、金銭、刃物、時計、ゲーム機、携帯電話、スマートフォン、通信機器（学習用タブレット端末は除く）等がある。

(10) 学習用タブレットは、毎日持ち帰り学習に使用する。学習用タブレットは毎日家で充電していく。IDやパスワードは、保護者にも知らせ、ノートなどと同様、日々、保護者にも見ていただくこと。

(11) 換気による防寒対策として、ひざかけを使用

できる。

15【頭髪や爪などについて】

(1) 頭髪は、清潔に保つこと。

①長さの基準は、目にかかるない。

②肩にかかる場合は、黒、紺、茶のゴムで結ぶ。

(2) まゆ毛、爪の加工はしない。飾りつきのヘアゴムなどのアクセサリーはつけない。化粧はしない。

(3) 以下は本校においては適切とは言えないとして指導対象とする。

①脱色・染色する、パーマをかけること。

②整髪料を使用すること。

③モヒカン、アシンメトリーのような髪形にすること。

16【部活動について】

(1) 募集する際に生徒、保護者に「部活動のきまり」を別途作成して知らせるので、遵守すること。

各種専門委員会など会議を招集し、その議決を執行する。副会長は会長の仕事を助ける。書記は会議録の作成、保存などを行い、庶務は連絡などこの会の仕事を行うための必要な処置をとる。

第9条 本部役員は役員会を開いて次のことを決める。

1. 中央議会および各専門委員会に提出する事項の協議

2. 急を要する事務の処理

3. その他の重要な事項の協議、議決

第10条 本部役員は中央議会内および専門委員会内では委員としての資格をもつ。

第4章 組織および運営

第11条 この会には次の機関をおく。

1. 生徒総会

2. 中央議会

3. 専門委員会

学級委員会、生活委員会、美化委員会、図書委員会、保健委員会、放送委員会、給食委員会、体育委員会、臨時委員会

第12条 生徒総会

1. 生徒総会はこの会の最高議決機関であって、毎年1回の定例会を開き、必要に応じて臨時の会を開くことができる。

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は江戸川区立清新第一中学校生徒会と名づけ、本校生徒全員をもって組織する。
- 第2条 本会は学校の教育方針のもとに、自主的に奉仕的活動を通じてすぐれた校風を築き、自主精神を養うことを目的とする。
- 第3条 この会の会員はすべて会則にしたがわなければならない。

第2章 役 員

- 第4条 この会の役員は2つ以上の役を兼ねることはできない。
- 第5条 この会の役員の任期は6ヶ月であり、4月と10月に改選される。ただし本部役員の任期は1ヵ年とし、本部役員は10月に改選される。

第3章 本部役員

- 第6条 この会は次の本部役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 書記 2名
 4. 庶務 2名
- 第7条 本部役員の選出は立候補制とし、全会員の公選により決定する。なお、再選は妨げない。
- 第8条 会長は本会を代表し、生徒総会、中央議会、

定期考査について

1. 座席は出席番号順に着席する。机の中は空にする。かばんはファスナーを閉めて椅子の下に置き、机の上には鉛筆・消しゴム（定規など指示された用具）のみ置く。
2. 予鈴が鳴ったら、自分の席で静かに待つ。
3. 【授業の始めの挨拶】がかかったら、声を出さない。
4. テスト用紙が配られたら、問題が見えないようにして机の上に置く。
5. 【テストの始めの号令】で一斉に始める。最初に【学年】【組】【番号】【氏名】を楷書で正しく書く。質問や用事のある時は、手を挙げて監督の先生に知らせる。
6. 解答はH B以上の濃さではっきりと書き、間違えた場合は消しゴムできれいに消して書き直す。（シャープペンシルは原則使わない。）
7. 横を向くなど不正をしない。物の貸し借りをしてはいけない。その他疑われるような行為はしない。
8. 不正があった場合はその教科のテストは無効となる。（返却時の改ざん等も同様）
9. ものを落としてしまった等の場合には、手を挙げて試験監督の先生に知らせる。

10. 余った時間は見直しをする等をして、試験時間中の途中退席は認めない。
 11. [テストの終わりの号令]でやめ、筆記用具を置く。座席各列の一番後ろの人が、解答用紙を出席番号順に集めて教卓に置く。
 12. 学級委員は番号順・記名を確かめ、きれいに揃えて監督の先生に渡す。
 13. [授業の終わりの挨拶]がかかるまで、自分の席で静かに待つ。
 14. トイレは早めに済ませ、予鈴前には着席して次のテストを待つようとする。
- ※ テストは点数だけでなく、「どこまでが理解できているのか」や「どういうところが理解できていないのか」を確認することが大切です。答案が返却されたら、よく見直し、復習をしっかり行いましょう。

図書室の利用について

1 館内閲覧

(1) 開館日と時間

- ・月～金曜日の昼休みとする。

(2) 利用の仕方

- ・自由に取り出してよいが、必ずもとのところに返すこと。

- ・本は大切にし、書き込んだり、折ったりしないこと。

- ・館内では静かに読書すること。

2 館外貸し出し

(1) 日 時

- ・上記開館日と同じ

(2) 期 間

- ・貸出日、返却日を含めて2週間とする。

(ただし、長期休業時は休業明けに返却する。)

(3) 冊 数

- ・1人1回2冊までを原則とする。